

## 青年部会臨時運営規定

本規定は、当青年部会規則並びに諸規定に定めるところに係わらず、令和3年度の当青年部会運営に関する原則を定める。

第1条 ちっご祭を当青年部会の全体事業と位置づけし、全員の参加を目指し、親睦を深めることを目的とする。

第2条 各委員会には、委員長を1名・副委員長を2名及び委員若干名を置く。

### 附則

本規定は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日までとする。